

令和6年6月市議会定例会

議案第78号、第81号について

■ 条例議案 1件

- ・ 議案第78号

「北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に

関する条例の一部改正について」

・・・ 2頁

■ 一般議案 1件

- ・ 議案第81号

「水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について」・・・ 6頁

〈議案第78号〉北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 概要

本市水道用水供給事業の拡大（行橋市・苅田町）^{※別紙1}及び増量（古賀市・宗像地区事務組合）^{※別紙2}に伴い、給水対象及び1日最大給水量を変更するため、関係規定を改めるもの。

- (1) 行橋市・苅田町への拡大
安定水源の確保や老朽化した浄水場の課題解決のため
※本年5月1日、北九州市長・行橋市長・苅田町長により基本協定を締結
- (2) 古賀市・宗像地区事務組合への増量
老朽化した浄水場や水源水質の悪化などの課題解決のため

2 一部改正の内容

(1) 給水対象

- ア 現行 … 古賀市、新宮町、岡垣町、香春町及び宗像地区事務組合
- イ 改正後 … **行橋市**、古賀市、新宮町、岡垣町、香春町、**苅田町**及び宗像地区事務組合

(2) 1日最大給水量^{※別紙3}

- ア 現行 … 23,000m³
- イ 改正後 … **38,700m³** (+15,700m³)

行橋市	: 7,200 m ³	苅田町	: 2,500 m ³
古賀市	: 4,000 m ³	宗像地区事務組合	: 2,000 m ³

3 計画図



北九州市水道用水供給事業（行橋市及び苅田町への拡大） 事業概要

1 概要

北九州市水道事業の既存施設の余力を活用して、行橋市及び苅田町に水道用水を供給することで新たな収入を確保し、水道事業の基盤強化を図るものである。

2 事業内容

- (1) 事業期間 令和6年度～令和9年度
- (2) 事業費 4,440百万円（うち、水道用水供給事業費：4,142百万円）
- (3) 施設整備 送水管φ300～φ500 L≒15km等
- (4) 計画水量

供給開始	行橋市	苅田町	計
令和10年度～	2,720 m ³ /日	2,500 m ³ /日	5,220 m ³ /日
令和18年度～	7,200 m ³ /日	2,500 m ³ /日	9,700 m ³ /日

※苅田町は、緊急時に4,000 m³/日増量

3 見込まれる事業効果

- (1) 北九州市：既存の水道施設利用による水道事業の固定費負担の軽減
- (2) 両市町：安定水源の確保、老朽化した浄水場廃止による更新費用等の削減

4 施設整備計画図



北九州市水道用水供給事業（古賀市及び宗像地区事務組合への増量） 事業概要

1 概要

古賀市及び宗像地区事務組合（宗像市・福津市）が抱える浄水場の老朽化や水源水質の悪化などの課題を解決するため、本市から供給している水道用水の供給量（現行：1日最大16,000 m³）を増量し、1日最大22,000 m³の水道用水を供給するものである。

2 事業内容

- (1) 事業期間 令和6年度～令和7年度
- (2) 事業費 約3億円
- (3) 施設整備 送水管φ350 L≒1km（増強）等
- (4) 計画水量

供給開始	宗像地区事務組合	古賀市	計
現 行	13,000 m ³ /日	3,000 m ³ /日	16,000 m ³ /日
令和7年度～ （増量）	15,000 m ³ /日 （2,000 m ³ /日）	7,000 m ³ /日 （4,000 m ³ /日）	22,000 m ³ /日 （6,000 m ³ /日）

3 見込まれる事業効果

- (1) 北九州市：既存の水道施設利用による水道事業の固定費負担の軽減
- (2) 古賀市：安定水源の確保、老朽化した浄水場廃止による更新費用等の削減
- (3) 宗像地区：水源の水質悪化に伴う浄水処理能力の低下による水量不足の解消

4 施設整備計画図



北九州市水道用水供給事業の改正後の内訳

水道用水供給事業の内訳

供給先		① 現 行	② 増量・拡大	①+② 改正後
供 給 中	宗像地区事務組合	13,000 m ³ /日	2,000 m ³ /日	15,000 m ³ /日
	古 賀 市	3,000 m ³ /日	4,000 m ³ /日	7,000 m ³ /日
	新 宮 町	4,000 m ³ /日	0 m ³ /日	4,000 m ³ /日
	岡 垣 町	2,000 m ³ /日	0 m ³ /日	2,000 m ³ /日
	香 春 町	1,000 m ³ /日	0 m ³ /日	1,000 m ³ /日
	小 計	23,000 m ³ /日	6,000 m ³ /日	29,000 m ³ /日
拡 大	行 橋 市	—	7,200 m ³ /日	7,200 m ³ /日
	苅 田 町	—	2,500 m ³ /日	2,500 m ³ /日
	小 計	—	9,700 m ³ /日	9,700 m ³ /日
合 計		23,000 m ³ /日	15,700 m ³ /日	38,700 m ³ /日

〈議案第81号〉水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について (神東塗料(株)による不適切行為)

1. 概要

神東塗料(株)の水道管用塗料において、公益社団法人日本水道協会の認証を取得する過程で不適切な行為のあったことが発覚した。

上下水道局は、水道管の安全性が確認されるまでの期間、施工中の水道工事43件に一時中止を指示、このうち一時中止に伴う増加費用が発生した8件の工事受注者から、費用の請求があった。

今回、上下水道局が負担した増加費用と遅延損害金約46万円を合わせた約686万円の損害賠償請求について、増加費用全額を支払う内容で、不適切行為を行った神東塗料(株)と和解するもの。

なお、今回の不適切行為に関して、水道水の安全性は確認されている。

2. 経緯

R4年1月11日	神東塗料(株)の不適切行為について日本水道協会が公表
R4年1月12日	施行中の水道工事の一時中止を指示
R4年1月19日～	工事の一時中止を段階的に解除
R4年3月31日	全工事再開(全ての材料の安全性が確認された)
R5年2月～R6年3月	神東塗料(株)と損害賠償請求に係る交渉 〔 ・ 工事中止に伴う増加費用の全額を支払う ・ 支払いは3年間の分割とさせて欲しい ・ 遅延損害金は免除して欲しい 〕
R6年4月24日	仮和解契約締結

3. 和解内容

工事の一時中止等に伴う工事8件分の増加費用、635万1,124円について、遅延損害金を免除し、3年間の分割で神東塗料(株)が北九州市へ支払う。

4. 今後のスケジュール

R6年6月中旬	議会可決後により 本契約成立
R6年7月31日	第一回目支払期限 (2,117,041円)
R7年7月31日	第二回目支払期限 (2,117,041円)
R8年7月31日	第三回目支払期限 (2,117,042円)

参考図:不適切塗装箇所

